

令和7年7月1日から 岡山県内の水域※は 放置等禁止区域に指定されます。

※県北河川など一部の水域を除く

船舶の適正な登録・保管・処分は
あなたの責任です。

秩序ある水域利用の実現 に向けて
皆様のご理解とご協力 を お願いいたします！

あなたの所有する船舶
は適正な係留許可を
得ていますか？

使わなくなった船舶を
そのままにいませんか？



みだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置すると、
関係法令に基づく**罰則等が適用**されます。

放置艇 0セロ

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

令和7(2025)年3月 第3版

放置等禁止区域の指定後は、
各水域等管理法令に基づく罰則等が適用されます。

放置等禁止区域に指定する範囲 <small>※各水域管理者（行政）が管理するものに限る</small>		罰 則
港湾区域	県内の港湾区域、臨港地区 などの全域 (県管理港湾10港、市管理 港湾27港)	1年以下の拘禁刑 または50万円以下の罰金
漁港区域	県内の漁港区域の全域 (県管理漁港13港、市管理 漁港13港)	30万円以下の罰金
河川区域	県内の河川区域の一部 (国管理の直轄河川、県・市 管理河川)	3か月以下の拘禁刑 または20万円以下の罰金
普通海域	県内の普通海域 (港湾区域・漁港区域以外の 海域)の全域	30万円以下の罰金
海 岸	県内の海岸保全区域内の 公共海岸	6か月以下の拘禁刑 または30万円以下の罰金
児島湖面	児島湖面	30万円以下の罰金
普通河川 ため池 農業用水路 など	岡山市、倉敷市、玉野市、 備前市、瀬戸内市が管理す る普通河川、ため池及び農 業用水路など	各条例の規定を適用

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局：岡山県 土木部 港湾課
所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>
連絡先：086-226-7486

